

2014年北野アートセンター・ビエンナーレ開催拒否に関する
質問状に対する回答

北野アートセンター代表 高嶋 茜

共同提出者:若泉 政人 様(サヨナラ原発福井ネットワーク)

石森修一郎 様(サヨナラ原発福井ネットワーク)

小野寺恭子 様(福井から原発を止める裁判の会)

中野 充 様(福井ネット準備会「根っこネット」)

} 様

福井県文化振興事業団

理事長 川田 達男



平成26年6月13日に提出いただきました「2014年北野アートセンター・ビエンナーレ開催拒否に関する質問状」に対しまして、下記のとおり回答します。

1 質問

開催拒否については、担当課長(本年5月31日付退職)から、前回(2012年)開催時に、一般の方2名がアンケートに「音楽堂にふさわしくないのではないか」と書いたことで、アート展が「施設本来の目的」にそぐわないと考えるきっかけになったと説明を受けました。このアンケートはとても重要です。どのような意見なのか、拒否されるのであれば主催者として知る必要があります。

先日、市民団体の方が公開請求をしましたが、黒塗りにされ全く内容がわからない状態で開示されました。どういう内容か。また、どうして開示できないのか説明してください。

前回(H24年)の北野アートセンター・ビエンナーレ展開催中に、小ホールおよび練習室を利用された来場者(2名)の方から、当館備え付けの「ご利用アンケート」により、次のようなご意見が寄せられましたので、内容を開示いたします。

〈小ホール利用者のご意見〉

福島原発の展示がありましたが、音楽堂での展示にはふさわしくないように思います。今後はこのようなことがないよう配慮してほしい。

〈練習室利用者のご意見〉

ギャラリーでの展示会を拝見しましたが、展示品の中で一部音楽堂の品位をやや落とすのではないかと思われるものがありました。

展示内容について検証をいただく必要があるかと思います。

2 質問

今年2月に利用許可申請を行なった際、出展者各人の展示予定作品の写真提出を求められました。アート展は4ヶ月先であり、まだ製作中のためこの

ような要求に応えることは不可能です。よって、前回の展示写真を提出し「このような展示になる予定」と説明しました。どうして検閲ともいえる要求を行なったのでしょうか。貴事業団はロビーを貸し出す際、常にこのようなことを行なっているのですか？

〔北野アートセンター代表 高嶋様に対する対応を検討する中で、今回の展示内容の提出をお願いしましたが、検閲と捉われたことに対しましては反省をしなければならないと考えております。〕

3 質問

上記課長から、提出した申請書・写真などをもとに検討され、アート展の副題が2012年と同じ「核アレバ子供の未来は無い!!」であったことで開催拒否の決定がなされたと説明を受けました。副題はアート展のすべてを表しているわけではありません。申請後も、案内状の印刷の関係もあり、「問題はないですか」と問い合わせていたにも関わらず、貴事業団からは何の連絡もないままで決定されました。このような手続きに問題はないと考えますか？

この結果開催ができず、製作者の（表現の自由）が侵害されたと考えられませんか？ 副題だけで決定されたということは、副題を変えれば開催できたということですか？

〔申込書(申請書)の提出から判断に至るまでに、日数を要したことに対しましては、お詫びをさせていただきます。〕

当音楽堂は、本県における音楽文化の振興を図り、もって県民の芸術文化の向上に寄与することを目的に設置されたものであり、人数の多少に関わらず音楽活動利用者の方から不快な印象を持たれたのは事実でございます。

指定管理者として、当音楽堂の管理運営を任せられている者としましては、これら音楽活動利用者の方のご意見を尊重(優先)すべきであると判断させていただきました。

また、副題は一つの検討要因ではありましたが、決して副題で判断したものではなく総合的に判断したもので、作品の内容や表現の自由を否定したものではありません。

4 質問1でも触れた「施設本来の目的」とは、「福井県立音楽堂の設置および管理に関する条例」の第1条「本県における音楽文化の振興を図り、もって県民の芸術文化の向上に寄与するため」の「音楽文化の振興」であり、具体的には、今回のアンケート意見にも関わる「音楽を聴き安らぎを得ること」とのこと。その目的である「安らぎが得られない」事態を避けるための措置として拒否したと、5月30日に上記課長が電話にて、若泉に、5月31日には事務局次長が若泉と石森に直接説明しました。

音楽堂の設置の目的を「音楽を聞くことで安らぎを得ること」と「のみ」規定してしまうことは、ロビーの展示作品に関しても、安らぎを「得られる」「得られない」という選別を行なうことにつながる恐れがあります。私たちは、安らぎ以外の音楽や芸術との関わりを排除し、個人の芸術など表現行為・作品の受け止め方を規定すると反対します。一例として作詞:谷川俊太郎・作曲:武満徹「死んだ男の残したものは」という楽曲などは、戦争を考えさせるものとして広く知られていますが、このような作品は目的に適さないと判断されるのでしょうか。貴事業団の「音楽文化の振興」についての解釈とそれに基づくロビー使用に関する判断は、あらゆる芸術表現の自由をも狭めていくことに繋がるとは考えませんか?

前述のとおり、当音楽堂の指定管理者として、本県における音楽文化の振興を図り、もって県民の芸術文化の向上に寄与することを目的に音楽活動の利用者を優先し、結果的に、皆様方に不快な思いやご迷惑をお掛けしたことの大変申し訳なく、反省をしております。
今後、より広い視点をもって文化・芸術を捉えることが、音楽事業にもより豊かさと潤いをもたらすものと考えており、県民の皆様により親しまれる音楽堂を目指してまいりたい。

5 質問

今までに開催されたロビーでの催しの申請に関して、申請数と許可数を教えてください。また、拒否された申請についてはその理由を教えてください。(福井県の共有施設利用の自由に関わるため)。

「展示ギャラリー」の利用実績につきましては、平成21年4月に一般開放して以来、現在まで28件でございます。拒否した案件はございません。

6 質問

福井県知事および、事業団理事長も今回の件に関して報告されていると説明を受けていますが、了解されており対応を改めるよう指示はないということでしょうか。

今回の経緯については報告しておりますが、指定管理者として判断したものです。

公開質問時に要望された展示ギャラリーの使用については、北野アートセンター代表 高嶋様と改めて協議をさせていただきます。